



2005年7月28日 第2005-70号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

TEL 03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

男女雇用機会均等法改正「中間とりまとめ」公表

7月27日に開催された労働政策審議会「雇用均等分科会」で、男女雇用機会均等法の見直しに関する審議の「中間とりまとめ」が確認されました。厚生労働省は、これについてのパブリックコメントを8月1日から1カ月間行う予定です。雇用均等分科会での審議は、9月から再開されます。

これにあたって連合は次の通り事務局長談話を発表し、連合要求内容がすべて論点項目に入っていることを評価しつつ、使用者側委員が各論点に関して後ろ向き姿勢を示していることを批判。2006年通常国会に向けて、均等法の抜本改正による「男女雇用平等法」の実現を目指して全力を挙げて取り組むと述べています。中間とりまとめの論点および事務局長談話の概要は次の通りです。

【均等法見直しの論点】

1. 男女雇用機会均等の確保
 - ① 男女双方に対する差別の禁止
 - ② 妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止
 - ③ 間接差別の禁止
 - ④ 差別禁止内容の見直し
 - ⑤ ポジティブアクションの効果的推進方策
 - ⑥ セクシュアルハラスメント対策
 - ⑦ 男女雇用機会均等の実効性確保
2. 女性保護・母性保護
 - ① 坑内労働の禁止の見直し

【連合・草野事務局長談話概要】

「中間とりまとめ」の各論点では引き続きの検討となっており、公、労、使の三者合意ができなかったことはきわめて残念である。しかし、①連合の法改正要求内容すべてが論点項目等に入り、②男女平等の確保を徹底するために「必要な法的整備を行うべき時期にきている」と、均等法の改正の方向性が示されたことは評価できる。これは、

男女平等への歩みが緩やかで、国連など国際的な場でも指摘されていることを受けたものである。

使用者側の後ろ向きの姿勢は遺憾

一方、使用者側は各論点とも「慎重な議論が必要」とする後ろ向きの姿勢を崩していない。「間接差別の概念はまだ浸透していないので現場が混乱する」「妊娠・出産自体に対する不利益取り扱い、能率低下や不就労に対する不利益扱いは判断のしやすさが異なる」「セクシュアル・ハラスメントに会社がどこまで関われるか困難な場合も多い」などと、現行規定の改正に否定的な意見が「中間とりまとめ」に記載されている。

雇用の平等は「仕事と生活の調和」から

また、法改正の柱として連合が要求している、「仕事と生活の調和を法の目的・理念に明文化すること」に対しても、使用者側や一部公益委員から反論が出ている。

雇用の場における男女の平等は、過労死に至るような長時間労働や、労働者が家族的な責任を担えない働き方を求めているのではない。実現する平等の意味を明確にする上でも「仕事と生活の調和」を法の目的・理念で明示する必要がある。

間接差別は明確に規定して禁止を

また、コース別雇用管理などにみられる、直接差別から形を変えた差別を是正し、実質的平等を達成するためには、「間接差別」を明確に規定し、禁止する必要がある。

連合は、男女雇用機会均等法を抜本改正し、「男女雇用平等法」として実現するために、広く国民各層との連携を深めながら、秋以降の審議にあわせ、取り組みに全力をあげる。